



2025 年 11 月 27 日

手形・小切手の最終振出期限の設定等について

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、「手形・小切手の最終振出期限」、「他行を支払地とする手形・小切手等の入金扱いの終了日」の設定、および、小切手に代わる当座預金の払戻証票として新設する「当座預金払戻帳」の発行手数料を制定いたします。

本件は、政府の「成長戦略実行計画」および全国銀行協会の自主行動計画に示された「2026 年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との目標に向け、決済のデジタル化を前倒しで進めるべく取り組むものです。

当行は、引き続き手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、決済のデジタル化をサポートし、お客さまの業務効率化を支援してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限

最終振出期限を経過して振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができなくなります。

手形・小切手の振り出しや受け取りをされているお客さまはお取引先とご相談のうえ、代替手段をご活用ください。

最終振出期限	2026 年 9 月 30 日（水）
--------	--------------------

2. 他行を支払地とする手形・小切手等の入金扱いの受付終了

2026 年 10 月以降、他行を支払地とする手形・小切手等を受け取った場合は、振出銀行や振出人等に決済方法を相談する必要があります。

受付終了日	2026 年 9 月 30 日（水）
-------	--------------------

3. 当座預金払戻帳の手数料の新設

2026 年 1 月 5 日（月）取扱いを開始する、「当座預金払戻帳（「払戻請求書」と「お客さま控」を 1 組とした綴り）」の発行手数料を下記のとおり設定します。

当座預金払戻帳発行手数料	1 冊 50 枚セット：2,200 円（税込）
--------------	-------------------------

以上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部 IR・広報室
TEL 029-859-8111

手形・小切手の

全面的な電子化

に向けた対応のお知らせ

政府は、2026年度末までの「約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」の方針を示しており、これにより全国銀行協会では、2027年3月末には「電子交換所での手形・小切手の交換枚数をゼロ」にする目標を掲げています。

電子化に向けた対応が遅れると、資金決済に支障が生じる恐れがあることから、筑波銀行では、手形・小切手の全面的な電子化に向け、以下の対応を実施いたします。

早期のインターネットバンキングでのお振込み、電子記録債権（でんさい）への切替をお願いいたします。

手形・小切手を振り出しされるお客様

1. 約束手形帳・小切手帳（為替手形、自己宛小切手を含む）の発行終了

手形帳・小切手帳の発行終了日

2025年12月30日（火）

※ 発行上限冊数は、原則、1回あたり1冊としております。

2. 手形・小切手の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限

2026年9月30日（水）

※ 最終振出期限を経過して振り出された約束手形・小切手は決済されなくなります。

※ 当座預金からの払出しについては、「当座預金払戻請求書」によるお取引が可能です。

（注）1. 取り扱いは口座開設店のみとなります。

2. 小切手のように第三者へ譲渡することはできません。

手形・小切手をお受け取りになるお客様

1. 2027年4月以降が期日の手形・小切手の代金取立受付の終了

2027年4月以降が期日の
手形・小切手の取立終了

2024年7月1日（月）

※ 2027年4月以降が支払期日となる手形・小切手の代金取立ての受付は終了しております。

2. 他行を支払地とする手形・小切手等の入金の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限

2026年9月30日（水）

※ 2026年10月以降、手形・小切手等を受け取った場合は振出銀行や振出人等に決済方法を相談する必要があります。



筑波銀行

